答申第 490号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学(以下「実施機関」という。)が行った本件 異議申立ての対象となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年11月17日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 次に掲げる個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行っ た。

平成23年 6月10日付け請求書に係る『全ての文書等』と請求したにも拘らず、明らかに対象になる文書が特定されなかった理由の分かるもの(以下「本件請求情報」という。)

- 2 同年12月 2日、実施機関は、本件開示請求に対して、実施機関において、 開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成又は取得してお らず文書不存在であることを理由として、非開示決定(以下「本件処分」 という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 平成27年 1月 6日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書、意見書及び口頭による意見陳述で 主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに係る処分については、当然、開示される文書等が存在しなければならず、全く存在しないとすれば、実施機関の文書管理が極めて杜撰であることを証明するものであり、理事長自ら陣頭指揮をとって、文書管理を適切に改革していただきたい。

- (2) 平成23年 6月10日、一連のハラスメント相談の処理について、「公文書等経緯の分かる文書の全て」という個人情報開示請求をしたが、個人情報非開示決定がなされた。同年 8月 8日、全て開示できないのはおかしいと異議申立書を提出するとともに、文部科学省に相談したところ、ハラスメント審議のやり直しも含め、実施機関内で十分検討して、異議申立人に納得のいく説明をするよう再三要請していただいた。
- (3) 平成24年 7月19日、個人情報保護審議会(以下「審議会」という。) の答申を得て、同月27日、実施機関による答申書のとおりの決定がなされ、他者の個人情報を除いて、ほぼ全ての文書等が開示されたはずだった。
- (4) その後、実施機関が説明責任を果たさないため、開示された文書の問題点を開示請求した結果、審議会において審議された「個人情報」は、実施機関の保有する一部であって、実施機関にとって不都合な行政文書等は特定されず隠蔽されていたことが判明した。平成25年 1月24日には、実施機関で組織的に情報共有されていた事情聴取記録メモ、平成26年 5月22日には、「ハラスメント審査会の開催について」という起案文書及び「ハラスメント審査会の調査委員会の開催について」という 2件の案内メール、同年 6月11日には、4件の起案文書が開示された。これらの文書及びメールは、当然、当初から開示されるべき文書等であり、特定されず隠蔽され、諮問及び答申の対象とさえならなかったことは、開示請求者のみでなく、審議会をも冒涜するものである。また、この 4件の起案文書には「全委員にメールにて事前確認済み」との記述があるものがあり、このメールが存在しないとすれば、公文書毀棄にあたる。
- (5) したがって、今回、これらの文書等を特定できなかった理由を証明できないということは、当時の実施機関が組織的な隠蔽工作を行ったことの証明となるものであり、極めて問題である。
- (6) 実施機関からは、「キャンパスが離れているため、やりとりはメールで行っている」と言われており、起案文書にもメールをした旨の記載がある。それにも関わらず、文書が開示されない理由があるのであれば、その理由の開示を求めるし、理由がないのであれば、文書を恣意的に開

示しないことができる理由を教えてほしい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、異議申立書において、今回、これらの文書等を特定できなかった理由を説明できないということは、当時の実施機関が組織的な隠蔽工作を行ったことの証明となるものであり、極めて問題であるため、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、条例第48条第 1項に規定する不服申立てを行うと主張する。
- 2 すなわち、異議申立人が本件開示請求で請求している保有個人情報の内容は、異議申立人が平成23年 6月10日付けで行った個人情報開示請求に対する平成24年 7月27日付け決定において、異議申立人が指摘する行政文書が含まれていなかったことの説明を求めるものである。
- 3 しかしながら、実施機関において、本件開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書は、作成又は取得されていない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求情報が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び 市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、 このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示 が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があ

ると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

- 3 個人情報開示請求等の手続きについて
 - (1)条例第23条第 2項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。」としている。また、条例第26条第 1項においては、「実施機関は、第23条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。」とされている。
 - (2) そうであるとすれば、開示請求に係る保有個人情報を開示しない理由は、通常、名古屋市個人情報保護条例施行細則(平成17年名古屋市規則第85号。以下「規則」という。)第 7条第 2項第 3号に定める非開示決定通知書に示されることとなる。保有個人情報の内容が不存在である場合、非開示決定通知書において不存在である旨明記される。
 - (3) また、個人情報開示請求に対する決定について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法に基づく異議申立てがなされた場合、処分庁は当該個人情報開示請求に係る保有個人情報の特定の経緯等を記載した弁明意見書を作成する。

また、審議会での判断がなされると、処分庁の主張等を記載した答申が作成される。

- 4 本件保有個人情報の存否
 - (1) 確認したところ、次の事実が認められた。
 - ア 本件開示請求の請求書に記載のある、平成23年 6月10日付け請求書 とは、同日付けの個人情報開示請求(以下「別件開示請求」という。) に係る開示請求書を指す。

また、別件開示請求に対しては同月24日付けで個人情報非開示決定 (以下「別件処分」という。)がなされた。

- イ 別件処分に対しては平成23年 8月 8日付けで異議申立て(以下「別件異議申立て」という。)がなされ、平成24年 7月27日付けで決定がなされた。
- (2) 上記 3及び 4 (1)に照らすと、本件請求情報は、別件処分に係る非開示決定通知書、別件異議申立てに対する弁明通知書及び答申(以下、これらを「本件非開示決定通知書等」という。)において具体的に記載されている可能性が皆無ではないと推認される。そうであれば、実施機関は、本件非開示決定通知書等を本件開示請求に対する保有個人情報として特定すべきであったとも考えられる。
- (3) この点について、本件非開示決定通知書等を見分したところ、本件請求情報が記載されている事実は認められなかった。
- (4) なお、条例上作成することは求められていないが、例えば、非開示決定するにあたっての検討過程において、本件非開示決定通知書等以外に非開示の理由を記載した行政文書を実施機関が作成することも全く想定されないわけではない。しかしながら、異議申立人から、当該行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。
- 5 以上より、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しないとする 実施機関の主張は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる 事情も認められない。
- 6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年月日	処 理 経 過
平成27年 1月15日	諮問書の受理
1月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反
	論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意
	見陳述申出書を提出するよう通知
3月25日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 2年12月25日	調査審議
(第 267回審議会)	
令和 3年 1月22日	調査審議
(第 268回審議会)	
2月 5日	異議申立人の意見書を受理
5月28日	調査審議
(第 272回審議会)	
7月30日	異議申立人の意見を聴取
(第 274回審議会)	
8月27日	調査審議
(第 275回審議会)	
9月15日	答申